

# 令和8年度 八尾市立東中学校 部活動に関する活動方針

令和8年4月  
校長 星野 吉博

## 1 部活動の目的

- (1) 部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- (2) 部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子を観察を通じた生徒の状況理解等、教育的意義は大きいものである。
- (3) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むべきものである。

## 2 部活動の運営

### (1) 設置している部活動

軟式野球部	サッカー部	男子硬式テニス部	女子硬式テニス部
男子バスケットボール部	女子バスケットボール部	バレーボール部	
バドミントン部	科学部	美術部	音楽部

### (2) 部活動顧問（外部指導者）

- ア 顧問は教員だけでなく、地域団体や民間事業者等の外部指導者等の適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、外部指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 部活動顧問及び外部指導者等の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、研修等を行う。

### (3) 活動計画

- ア 部顧問は年間活動計画及び月別活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- イ 月別活動計画には、登校時刻及び下校時刻を記載するものとする。

### (4) 休養日の設定

- ア 学期中は、原則として週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- イ 公式戦への参加やそれにむけた練習等により、休養日を設けることができない場合は、休養日を当月中に振り替えるものとする。やむをえず、当月内で振り替えることができない場合は、前月または翌月に休養日を設けるものとする。
- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

### (5) 活動時間

- ア 平日は、基本的な部活動の終了時刻を、教職員の勤務時間に合わせて16時50分とする。ただしそれ以降の時間は、教職員にとって勤務時間外ではあるが、各クラブの活動方針により、夏季(4月～9月)は17時45分まで、冬季(10月～3月)は17時15分まで活動することがある。
- イ 学校の休業日の活動時間(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

## 3 活動上の留意点

### (1) 生徒の心身における健康管理及び事故防止の徹底

### (2) 体罰やハラスメントの根絶の徹底

学校部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰・ハラスメントは、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。部活動顧問、及び外部指導者は、学校部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化するこ

とは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

(3) 大阪府及び八尾市の指針に準じた熱中症事故の予防

(4) 各部活動の活動方針・活動計画の周知

#### 4 その他

(1) 参考資料

- ア 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁平成30年3月）
- イ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁平成30年12月）
- ウ 大阪府運動部活動の在り方に関する方針（大阪府教育委員会平成30年9月）
- エ 大阪府文化部活動の在り方に関する方針（大阪府教育委員会平成31年2月）
- オ 八尾市運動部活動の在り方に関する方針（八尾市教育委員会平成31年2月）
- カ 大阪府運動部活動の在り方に関する方針（大阪府教育委員会令和5年8月）